

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第8条第7項
処 分 の 概 要 : 銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none"><li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第8条第6項 (許可の失効、許可証の返納及び仮領置)</li><li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第8条第7項</li></ul>
処 分 基 準 : <p>当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。</p>
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :